

委員会提出議案第4号

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和5年5月30日

西脇市議会広報広聴特別委員会
委員長 村岡栄紀

(理由)

議会報告会の在り方を見直し、市民の声をさらに議会活動に反映させるため。

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例

西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会報告会) 第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議会報告会) 第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を<u>原則として年2回以上</u>開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。